

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月23日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第69期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役賞与支給の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.komori.com/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成26年 4月1日
至 平成27年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、全体として低成長で推移いたしました。米国経済は個人消費や住宅投資の改善により回復基調が継続しましたが、欧州経済は景気低迷が底を打ち、持ち直しの動きはみられたものの、先行き不透明な状況が続きました。アジア圏ではインド・アセアン諸国は総じて緩やかな経済成長が続きましたが、中国経済は中低速成長に舵を切り景気の減速が鮮明になりました。我が国経済は円安を背景に輸出型大企業の業績が改善する一方で、原材料価格の上昇や個人消費の伸び悩みなどから中小企業を中心に景況感は停滞したままの状況が続きました。

このような低成長世界経済の中、印刷産業は、ICT（情報通信技術）普及の影響を受け、先進国では紙媒体による印刷需要は総じて低調ですが、新興国では人口の増加や中間所得層の拡大に伴い印刷需要は伸びています。印刷機械市場の需要動向は、欧米では、リーマンショック以降、設備投資の抑制に伴う印刷設備の老朽化進行により、最新鋭オフセット印刷機への更新需要が回復しつつあります。インド・アセアンなどのアジア市場は堅調な印刷需要を背景に印刷機械への投資意欲は良好に推移しています。一方、日本市場は消費増税後の景気低迷の長期化により印刷需要が減少し、中国市場でも景気減速の影響を受けるなど、印刷機械への投資に慎重な姿勢が目立ちました。

このような市場環境の中、当社グループは、オフセット印刷機事業においては、新製品を市場投入するとともに内覧会の開催や国際展示会への出展による販促活動を実施し、需要喚起に努めました。また、新規事業では、証券印刷機事業、PE（プリンテッド・エレクトロニクス）事業、DPS（デジタル印刷機）事業、PESP（プリント・エンジニアリング・サービス・プロバイダー）事業の強化対策を推進し「事業構造変革」、「営業の業態変革」に努めてまいりました。

オフセット印刷機事業では、H-UV（速乾装置）、KHS-AI（印刷の高生産性・高品質を支える印刷統合制御システム）、CMS（色調制御）を組合わせた印刷システム（コモリ・オンデマンド）のソリューション提案を軸に、主力機（LITHRONE GL40・LITHRONE A37）の販促活動を展開しました。コモリ・オンデマンド印刷システムは、オフセット印刷の高品質を保ちながら、さらなる印刷準備時間の短縮・損紙の低減・印刷工程の短縮化などによって高生産性を極限まで追求した「究極の小ロット・短納期対応」をコンセプトとしております。また、パッケージ印刷用として開発した印刷機（LITHRONE GX40およびLITHRONE GX40RP）をつくばプラントの内覧会で国内外の顧客に紹介し、本格的に受注活動を開始い

たしました。さらに、昨年11月には上海で開催された展示会「All in Print China」に出展し、当社製品の強みを具現化したコモリ・オンデマンドをコンセプトとする印刷システムの実演などを行い、多くの来場者の注目を集めました。

新規事業については、証券印刷機事業では海外市場への積極的な展開を図ってまいりました。PE事業では東海ホールディングス株式会社（本年4月1日から株式会社セリアコーポレーションに商号変更）の買収により販売チャネルを確保し、事業化に大きく前進いたしました。DPS事業ではコニカミノルタ株式会社およびイスラエルのランダコーポレーションそれぞれと次世代デジタル印刷機の共同開発を推進してまいりました。

これらの施策に取り組んだ結果、受注は、日本と中国市場の不振が響き、全体として前期を下回りました。売上は中国市場が減少したものの、欧米市場が好調で、全体としてほぼ前期並みを維持しました。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は915億5千4百万円（前期比5.0%減）となり、売上高は912億5千9百万円（前期比0.6%減）となりました。費用面では、継続して取り組んできた製造原価低減に円安効果が加わり売上原価率が前期比1.9ポイント改善し、64.6%となりました。販売費及び一般管理費率については、研究開発費ならびに人件費の増加により、前期比で3.7ポイント増加し28.1%となりました。その結果、営業利益は67億3千6百万円（前期比20.5%減）となりました。営業外損益は、為替差益が前期は14億7千2百万円に対し、当期は8億3千6百万円にとどまるなど収支が悪化し、当期の経常利益は80億8千8百万円（前期比19.9%減）となりました。一方、特別損益で特別利益として固定資産売却益2億1千2百万円、投資有価証券売却益1億2千3百万円を計上したため、税金等調整前当期純損益は、83億6千8百万円の利益（前期比16.9%減）となりました。また、当期純損益は、法人税等調整額の戻し入れ額が前期に比べ大きく減少したことにより、78億1千7百万円の利益（前期比42.8%減）となりました。

また、海外売上高は558億2千9百万円（前期比2.0%減）で、売上高に占める割合は61.2%となりました。

企業集団の部門別売上高の状況

区 分 \ 期 別	第68期 平成25年度 (前期)		第69期 平成26年度 (当期)		前 期 比
	金 額	比 率	金 額	比 率	
印刷機械製造および販売部門	74,659 ^{百万円}	81.3 [%]	74,171 ^{百万円}	81.3 [%]	△0.7 [%]
修理加工および中古製品販売部門	17,177	18.7	17,088	18.7	△0.5
合 計	91,837	100.0	91,259	100.0	△0.6
う ち 海 外 売 上 高	56,944	62.0	55,829	61.2	△2.0

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

第一は、パッケージ印刷用として開発した印刷機の本格的受注活動を欧米市場を中心に開始いたしました。印刷産業の構造変化により、出版や広告などの一般商業印刷物の需要が伸び悩む中、パッケージ印刷は長期的に堅調な伸びが見込まれています。同印刷機は、昨年6月、10月および本年3月に開催したつくばプラントでの内覧会では国内外の顧客から高く評価され、受注に結び付けることができました。

第二は、昨年10月にKGC（小森グラフィックテクノロジーセンター）をリニューアルオープンいたしました。KGCの主な機能は①デモンストレーションセンター ②プリンティングカレッジ ③R&Dセンターですが、リニューアルのポイントは、特に①の展示、デモ機能を強化することによりP E S P事業のソリューション提案に貢献することにあります。これにより、多様化する難易度の高い印刷ソフト技術のソリューションと、デジタル印刷機、印刷資材、消耗品、ポストプレス機器まで含めた最適な印刷システムのトータルソリューションの提案が可能となり、PESP事業の推進に寄与いたしました。

第三は、PE事業として開発してきたタッチパネルメタル配線用量産設備を昨年8月に「国際タッチパネル・光学フィルム展示会 (Touch Taiwan 2014)」に出展いたしました。同時に同設備の本格的受注活動を開始いたしました。従来フォトリソグラフィーでしかできなかった高精細な配線を、初期投資が少なくランニングコストにおいても有利な「グラビアオフセット印刷手法」により実現し、革新的なタッチパネル配線の量産用設備として完成させました。当社は資材サプライヤー、研究機関等との連携に加え、東海ホールディングス株式会社（現株式会社セリアコーポレーション）の子会社化により、販売・サービスを含めたトータルなサポートを可能とする体制を整えました。

第四は、世界最大の民間証券印刷会社である英国のデ・ラ・ルー社から昨年10月に紙幣印刷設備2ラインを受注いたしました。この受注は、平成24年に続くものですが、品質、生産性、そしてコスト削減の基本的な改善や将来にわたる証券印刷に関する革新的な技術の開発において、両社が緊密な技術協力を行うとの合意を背景としたものです。当社は、この機会を活用して「品質と信頼」のブランドを確立し、世界の証券印刷業界において、競争力のある証券印刷機のサプライヤーとしての地位を構築する所存であります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、総額21億1千6百万円であり、そのうち有形固定資産分として、主に大阪支社のショールームリニューアル、つくばプラントの既存工作機械の更新および中国南通市の製造子会社の生産機械等の設備投資を17億3千5百万円、無形固定資産分として、基幹業務の合理化のためのソフトウェアへの投資等3億8千1百万円であります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度中の新規借入の実行はありません。当連結会計年度末における長短借入金合計残高は2億6千万円となり、前期末に比べ13億5千3百万円減少しております。また、社債残高は100億円で前期末から変更ありません。

(4) 対処すべき課題

オフセット印刷機市場は、日本・欧米ではリーマンショック後の長期にわたる低迷から脱し、更新需要を背景に漸く回復基調にあります。しかし、最大市場となりつつある中国の経済成長率が鈍化するなど、世界経済の先行きは不透明です。このようなビジネス環境の変化に柔軟に対応すべく、オフセット印刷機事業において安定的収益を確保する体制を構築するとともに、事業構造・収益構造の変革が喫緊の課題であります。

リーマンショック後の大幅な需要の減少、円高等為替変動により収益が悪化したことを踏まえ、平成25年4月にスタートした第IV期中期経営計画を強力に推進してまいりました。本年は当中期経営計画の仕上げの年であり、さらに事業構造変革を推進し、新規事業の早期収益化と営業の業態変革、モノづくり革新等を通して収益構造変革を実行してまいります。

事業構造変革では、証券印刷機事業は英国のデ・ラ・ルー社との技術協力関係を軸に海外向け販売を拡大する体制が構築されつつあり、PE事業は東海ホールディングス株式会社（現株式会社セリアコーポレーション）を核とする事業推進の目処が立つ等進捗が見られた一方、DPS事業は、次世代デジタル印刷機の市場投入が当初の計画よりやや遅れております。コニカミノルタ株式会社と共同開発中のインクジェット印刷機インプレミアIS29、イスラエルのランダコーポレーションと共同開発中のナノグラフィ枚葉印刷機を順次市場投入し、早期事業化を図ってまいります。これらの新規事業を着実に進め、従来のオフセット印刷機単独の事業から複合的な事業構造に変革し、収益源の拡大を実現してまいります。

営業の業態変革では、PESP事業として、お客様の生産性と収益性の向上に資するトータルなソリューションを提案するため、印刷機械の周辺装置・資材の拡充や保守サービスの領域を拡げてまいりました。今後とも、印刷市場の変化と印刷会社の経営環境の変化に対応した商品開発・販売・サービス体制の整備とアカウントマネジメントの展開により、国内・海外のお客様と永続的なパートナー関係を築き、さらなる安定的収益基盤の確保を目指してまいります。

収益構造変革では、コスト競争力強化のため、ICTを利用した業務効率の向上や販売管理費の削減を進める一方、モノづくり革新活動を推進してまいります。モノづくり革新活動では、つくばプラント（茨城県つくば市）、小森マシナリー（山形県東置賜郡）、小森機械（中国江蘇省南通市）の三工場体制において、多品種変量生産に対応したもっとも効率の良い生産体制を構築し、生産リードタイム短縮と製造コスト低減を図ります。また、オフセット枚葉印刷機、オフセット輪転印刷機、証券印刷機において、更なるモジュール設計や部品の共通化を推進し原価低減とともに品質の向上に取り組んでまいります。

これらの課題に経営資源を重点的に投入し全社一丸となって取り組むことで、持続的安定成長を実現する経営基盤を構築し、企業価値向上とともに優良企業への転換を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 平成23年度	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第69期 (当期) 平成26年度
売 上 高 (百万円)	72,297	69,825	91,837	91,259
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△ 4,278	1,762	10,098	8,088
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△ 5,292	△ 1,899	13,657	7,817
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△ 80.69	△ 30.66	220.39	126.15
総 資 産 (百万円)	149,277	143,957	172,407	184,869
純 資 産 (百万円)	115,012	113,722	125,686	135,376
1株当たり純資産 (円)	1,855.97	1,835.17	2,028.31	2,184.72

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 平成23年度	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第69期 (当期) 平成26年度
売 上 高 (百万円)	59,048	57,393	77,686	72,314
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△ 2,924	3,311	9,983	6,713
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△ 5,044	△ 1,087	13,012	6,338
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△ 76.90	△ 17.54	209.99	102.29
総 資 産 (百万円)	130,364	130,104	158,965	164,631
純 資 産 (百万円)	109,554	108,666	121,336	127,621
1株当たり純資産 (円)	1,767.90	1,753.60	1,958.11	2,059.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
株 式 会 社 小 森 マ シ ナ リ ー	百万円 1,600	100 %	印刷機械および装置・部品の製造
株式会社小森エンジニアリング	百万円 20	100 %	印刷機械およびその付属品・その他の関連機器の設計
東海ホールディングス株式会社	百万円 50	100 %	印刷機械その他印刷資機材の製造・販売
東 海 商 事 株 式 会 社	百万円 61	100 %	スクリーン印刷機械およびインキ、その他印刷資材の販売
東 海 精 機 株 式 会 社	百万円 54	100 %	スクリーン印刷機械の製造および印刷資材の販売
コモリ アメリカ コーポレーション	千米ドル 22,194	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに修理加工
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	千ユーロ 1,452	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに地域統括
コモリ シャンボン エス. エイ. エス.	千ユーロ 8,000	100 %	紙器印刷機械の製造販売ならびに修理加工
小 森 香 港 有 限 公 司	千香港ドル 18,116	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに修理加工
小 森 机 械 (南 通) 有 限 公 司	千米ドル 12,000	100 %	印刷機械、印刷機械関連装置および部品の製造
台 湾 小 森 股 份 有 限 公 司	千新台幣ドル 45,860	100 %	印刷機械および関連機器の輸入販売ならびに修理加工

(注) 東海商事株式会社は、平成27年4月1日付で東海ホールディングス株式会社を吸収合併し、同日株式会社セリアコーポレーションに、また、東海精機株式会社は、同日付で株式会社セリアエンジニアリングにそれぞれ商号変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

区 分	生 産 拠 点
枚 葉 印 刷 機	つくばプラントおよび株式会社小森マシナリー
輪 転 印 刷 機	つくばプラント
証 券 印 刷 機	つくばプラント
紙 器 印 刷 機	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント
ス ク リ ー ン 印 刷 機	東海精機株式会社

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社	東京都墨田区
大阪支社	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県福岡市
北海道営業所	北海道札幌市
東北営業所	宮城県仙台市
北陸営業所	富山県富山市
中国営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
つくばプラント	茨城県つくば市
テクノサービスセンター	東京都墨田区

② 子会社の拠点

株式会社小森マシナリー	山形県東置賜郡
株式会社小森エンジニアリング	茨城県牛久市
東海ホールディングス株式会社	東京都北区
東海商事株式会社	東京都北区
東海精機株式会社	岐阜県郡上市
コモリ アメリカ コーポレーション	アメリカ イリノイ州
コモリ リーシング インコーポレーテッド	アメリカ イリノイ州
コモリ インターナショナルヨーロッパ・ブイ	オランダ ユトレヒト市
コモリ ユー. ケー. リミテッド	イギリス リーズ市
コモリ フランス エス.エイ.エス.	フランス アントニー市
コモリ イタリア エス.アール.エル.	イタリア ミラノ市
コモリ インターナショナル・ネザンズ・ブイ	オランダ ユトレヒト市
コモリ シャンボン エス.エイ.エス.	フランス オルレアン市
小森香港有限公司	中国 香港特別行政区
小森印刷機械(深圳)有限公司	中国 深圳市
小森機械(南通)有限公司	中国 南通市
台湾小森股份有限公司	台湾 台北市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
印刷機械製造および販売部門	1,477 名	249 名
修理加工および中古製品販売部門	429	18
管理部門	200	55
合 計	2,106	322

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,089 名	33 名	40.98 歳	16.68 年

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	130 百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	72
ソ シ エ テ ・ ジ エ ネ ラ ル 銀 行	57

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	295,500,000株
(2) 発行済株式の総数	68,292,340株
(3) 株主数	4,063名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,877 千株	9.49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,749	7.67
有 限 会 社 コ モ リ エ ス テ ー ト	2,090	3.37
小 森 善 磨	2,006	3.24
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.06
小 森 紀 子	1,872	3.02
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモール キャップ パリユー ポートフォリオ	1,420	2.29
小森コーポレーション取引先持株会	1,385	2.24
小 森 善 治	1,032	1.67
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,030	1.66

- (注) 1. 当社は自己株式6,327千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

① 取得株式	
普通株式	1,319株
取得価額の総額	1百万円
② 処分株式	
普通株式	—
処分価額の総額	—
③ 失効手続をした株式	
普通株式	—
④ 決算期における保有株式	
普通株式	6,327,390株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 森 善 治	最高経営責任者	
代表取締役社長	持 田 訓	最高執行責任者 経営企画室長	コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー. ヴィ. 代表取締役会長 東海ホールディングス株式会社代表取締役社長 東海商事株式会社代表取締役社長 東海精機株式会社代表取締役社長
取 締 役	斎 藤 一 徳	常務執行役員 つくばプラント長兼 小森グラフィックテ クノロジーセンター 管掌	株式会社小森マシナリー代表取締役
取 締 役	近 藤 真	常務執行役員 経営企画副室長	
取 締 役	梶 田 英 治	執行役員 営業統括本部長	
取 締 役	松 野 浩 一	執行役員 管理本部長	小森機械（南通）有限公司董事長
取 締 役	吉 川 正 光		
取 締 役	亀 山 晴 信		亀山総合法律事務所代表 株式会社東光高岳社外取締役 ソマル株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	朝 倉 祐 治		
常 勤 監 査 役	横 山 雅 文		
監 査 役	三 津 間 健		トピー工業株式会社常勤監査役
監 査 役	坂 本 裕 子		監査法人A&Aパートナーズ社員

- (注) 1. 取締役墳本 優氏は、平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役松野浩一氏は、平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 監査役佐藤泰道氏は、平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
4. 監査役朝倉祐治氏は、平成26年6月24日開催の第68回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
5. 監査役坂本裕子氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役吉川正光および亀山晴信の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役横山雅文、三津間健および坂本裕子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 取締役亀山晴信、監査役横山雅文、三津間健および坂本裕子の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役	9	205,694
監 査 役	5	55,080
合 計 (うち社外取締役および社外監査役)	14 (5)	260,774 (51,816)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役8名、監査役4名ですが、上記報酬額には、平成26年6月24日付をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 報酬限度額は取締役が年額240,000千円（平成12年6月29日開催の第54回定時株主総会で決議）、監査役が年額90,000千円（平成20年6月24日開催の第62回定時株主総会で決議）であります。
3. 平成20年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
4. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針を概ね以下のとおり定めております。

取締役の報酬については、企業価値の向上に向けた報酬体系に相応しいものとすべく、説明責任や業績連動性を考慮したものとするため、月例報酬と業績連動賞与から構成されております。固定報酬である月例報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内としており、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としております。業績連動の指標としては、連結営業利益の達成度に応じるものとし、具体的な支給総額は、事業年度終了後に株主総会に諮ることとしております。各取締役の報酬額は取締役会の決議により決定されます。なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しており、ストックオプション等は該当ありません。

監査役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとし、月額報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とします。各監査役の基本報酬額は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役亀山晴信氏の兼職先である亀山総合法律事務所、株式会社東光高岳およびソマール株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

監査役三津間健氏の兼職先であるトピー工業株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。また、監査役坂本裕子氏の兼職先である監査法人A&Aパートナーズは、当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	吉 川 正 光	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等をいかして必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	亀 山 晴 信	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	横 山 雅 文	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、異業種メーカーの経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	三 津 間 健	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、主に金融機関および異業種メーカーの役員としての経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	坂 本 裕 子	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社と社外取締役吉川正光および亀山晴信、社外監査役三津間健および坂本裕子の各氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(注) 当社の重要な一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	72百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備

平成18年5月15日 制定

平成27年4月28日 最終改訂

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの整備に関する基本方針（以下「基本方針」）に基づき内部統制システムの構築及び運用を行っておりますが、その状況を検証した結果、並びに、平成27年5月1日に施行される会社法及び会社法施行規則の改正を踏まえ、平成27年4月28日の取締役会で「基本方針」の改訂を決議いたしました。決議内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行を全体として適正に行い、実効性ある内部統制システムの構築と法令定款遵守の体制の確立を図るため、「コンプライアンス規程」を定めている。これに基づき「グループ企業行動憲章」及び「グループ社員行動基準」を定め、取締役自らの率先垂範と役職員への周知徹底を図っている。上記憲章の中で、当社は企業情報を積極的かつ公正に開示すること、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わりを持たず、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることとしている。また、内部通報制度により、違法行為や倫理違反等に対する自浄作用を働かせ不祥事の未然防止に努めている。

財務報告については、財務報告に係る内部統制の整備、運用の充実に努め、これらが適正になされているか評価することで、財務報告の信頼性を確保している。

組織的には、CSR担当役員をコンプライアンス体制に関する総括責任者に任命し、CSR推進室がコンプライアンス体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動にあたる。内部監査部門は、内部統制システムの独立的モニタリング部門として、業務全般に関し、管理・運営の制度、及び業務執行状況を評価し、助言・提言を行っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を取締役会規程、稟議規程、文書取扱規程等の定めるところに従い適切に保存し、管理する。
- ② 取締役又は監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、現在のリスクの多様化・複雑化に対処するために、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応することとする。このため、CSR担当役員をリスクマネジメント担当役員として任命し、CSR推進室をその事務局としている。

主要規程として、「リスクマネジメント規程」及びその運営要領をまとめた「リスクマネジメント運営要領」を整備し、これに基づき、リスクごとに担当する役員を定め、平常時においてはリスクの発現抑制や影響の低減を行い、緊急時には別途もうけた緊急対策本部で対応することを定めている。

また、地震等大規模な自然災害が発生した場合の社員等の具体的行動基準を定めた地震対策マニュアルを策定する等体制を整備し、早期復旧と事業継続の対応を図っている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会、経営会議及び執行役員会等の会議体並びにこれら会議体についての規程を整備し、各会議の目的・位置付け及び討議・報告事項を明確にして、効率的な運営を図っている。また、取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標として中期経営計画を定め、この浸透を図り、執行役員は担当部門の計画目標の達成に向け具体的な年度目標を設定し、従業員に対する適切な権限分配、監督、指導等を通じて職務の執行を効率的に実施する。取締役会及び執行役員会は定期的にその結果のレビューを行う。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長のもとに取締役及び執行役員で構成するCSR委員会を設置している。この委員会は、経営理念を通して企業の社会的責任を推進する体制・制度等を構築するためのものである。委員会は、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定した事項は、職制を通じ各部門内に周知徹底を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ全体の業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定める。この「子会社管理規程」には、国内子会社、海外子会社別にリスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定め、国内子会社では、自社の「決裁権限規程」を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図れるように整備している。
 - ② 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、中期経営計画等の方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき、その運営と実効性確保につき指導・助言を行い、「リスクマネジメント規程」及び同運営要領に沿って、各子会社に対するリスクマネジメントを行う。
 - ③ CSR推進室は、グループのコンプライアンス体制の統括責任者としてコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査部門は、グループ会社の監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置くものとする。なお、従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。
8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - ② 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知する。
 - ③ 取締役及び従業員は監査役の要請がなされた場合、必要な報告を行う。監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会として監査役の職務執行に必要な費用を予算化しており、これら費用は当社が負担する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見を交換し、意思の疎通を図るものとする。
- ② 内部監査部門及び会計監査人は、定期的又は必要の都度、監査結果について監査役へ報告を行う。
- ③ 監査役は、取締役会等重要な会議に参加して意見を述べることができる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は、大正12年の創業以来、90年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のために「第Ⅳ期中期経営計画」を平成25年4月にスタートさせました。本中期経営計画は以下のとおり「事業構造の変革」と「業態の変革」の2つの大きな柱を掲げ、それぞれの取組みを推進していくことで、更なる企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指してまいります。

「事業構造の変革」

印刷産業は、長期に亘る景気減速とICTの普及の影響を受け、当社顧客である印刷会社の経営が悪化、事業所数等も減少し、印刷機械の設備投資は減少しています。この規模が減少し、需要が限られた非常に厳しい市場環境の中で、当社を含む各メーカーは厳しい競争を強いられています。

「事業構造の変革」とは、需要が低減する中、オフセット印刷機単一事業から、オフセット印刷機事業を中核とした複合事業構造企業への転換であり、その転換の主軸は新規事業の推進にあります。

具体的に推進する新規事業は「海外証券印刷機事業」、「デジタル印刷機事業」、「PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業」であります。

これら新規事業については早期収益化実現に向け、注力してまいります。

「業態の変革」

「業態の変革」とは顧客視点でオフセット印刷機事業を深化させ、事業を拡大させることです。その中核となるのが「PESP（プリント・エンジニアリング・サービス・プロバイダー）事業」であります。この事業では、①顧客の利便性を考えたワンストップショッピング、②顧客視点でのサービス提供、③効果的な情報伝達と的確な提案等、顧客の要望を効果的に実現し、パートナーとしての役割を果たすことで、収益源の拡大を目指してまいります。

以上のような取組みが、業績の黒字定着化とともに更なる企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上につながるものと確信しております。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社はすべてのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。その実現のためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社では、「経営の透明性の確保」「経営の意思決定の迅速化」「コンプライアンスの確保」ならびに「経営のチェック機能の強化」を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その体制を一層強化し、取締役の経営責任を明確にすることと、より一層の経営の透明性を強化することを目的として、当社では、平成25年6月開催の第67回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、取締役任期を2年から1年へと短縮する定款変更の議案および社外取締役を1名増員し、2名選任の議案を上程し、承認を得ております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要〈買収防衛策〉

当社は、平成25年4月26日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、本株主総会において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会是对抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成28年6月に開催される当社第70回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本株主総会にて定款変更の議案（取締役任期を2年間から1年間へ短縮）を上程し、承認を得ており、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と将来の事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定した利益還元を継続的にを行うことを最重要課題の一つと認識しております。この方針のもと、配当につきましても、当期純利益（連結）の30%の配当性向を目標としております。なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましても、中間配当および期末配当の年2回としたうえで、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。当期につきましても、1株につき20円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	128,433	流 動 負 債	34,860
現 金 及 び 預 金	44,306	支払手形及び買掛金	12,420
受取手形及び売掛金	21,968	電 子 記 録 債 務	5,794
有 価 証 券	21,288	短 期 借 入 金	211
商 品 及 び 製 品	14,165	未 払 法 人 税 等	460
仕 掛 品	10,397	賞 与 引 当 金	1,001
原材料及び貯蔵品	7,209	製 品 保 証 引 当 金	1,144
1年内満期保険積立金	967	債務保証損失引当金	479
繰 延 税 金 資 産	5,225	役 員 賞 与 引 当 金	16
その他の流動資産	3,087	割 賦 利 益 繰 延	69
貸 倒 引 当 金	△183	そ の 他 の 流 動 負 債	13,262
固 定 資 産	56,436	固 定 負 債	14,633
有 形 固 定 資 産	33,987	社 債	10,000
建 物 及 び 構 築 物	12,035	長 期 借 入 金	49
機械装置及び運搬具	2,314	繰 延 税 金 負 債	1,669
土 地	18,392	役員退職慰労引当金	36
建 設 仮 勘 定	336	ポ イ ン ト 引 当 金	2
その他の有形固定資産	908	環 境 対 策 引 当 金	10
無 形 固 定 資 産	3,004	訴 訟 損 失 引 当 金	110
投資その他の資産	19,444	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,090
投 資 有 価 証 券	11,434	そ の 他 の 固 定 負 債	665
長 期 預 金	500	負 債 合 計	49,493
繰 延 税 金 資 産	120	(純資産の部)	
保 険 積 立 金	5,522	株 主 資 本	132,489
退職給付に係る資産	1,000	資 本 金	37,714
その他の投資その他の資産	967	資 本 剰 余 金	37,797
貸 倒 引 当 金	△99	利 益 剰 余 金	61,932
資 産 合 計	184,869	自 己 株 式	△4,954
		その他の包括利益累計額	2,886
		その他有価証券評価差額金	3,447
		為替換算調整勘定	404
		退職給付に係る調整累計額	△966
		純 資 産 合 計	135,376
		負債・純資産合計	184,869

連結損益計算書（自 平成26年 4 月 1 日
至 平成27年 3 月 31 日）

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		91,259
売上原価	58,943	
割賦販売未実現利益戻入額	21	58,921
売上総利益		32,338
販売費及び一般管理費		25,601
営業利益		6,736
営業外収益		
受取利息及び配当金	317	
為替差益	836	
受取保険金	736	
その他の営業外収益	383	2,273
営業外費用		
支払利息	94	
たな卸資産処分損	350	
損害賠償	124	
訴訟損失引当金繰入額	110	
その他の営業外費用	241	921
経常利益		8,088
特別利益		
固定資産売却益	212	
投資有価証券売却益	123	336
特別損失		
固定資産処分損	32	
事業構造改善費用	20	
投資有価証券評価損	3	56
税金等調整前当期純利益		8,368
法人税、住民税及び事業税		859
法人税等調整額		△308
少数株主損益調整前当期純利益		7,817
当期純利益		7,817

連結株主資本等変動計算書 (自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平 成 2 6 年 4 月 1 日 残 高	百万円 37,714	百万円 37,797	百万円 55,305	百万円 △4,953	百万円 125,864
会計方針の変更による累積的影響額			49		49
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高	37,714	37,797	55,355	△4,953	125,913
当 連 結 会 計 年 度 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,239		△1,239
当 期 純 利 益			7,817		7,817
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結 会計年度の変動額（純額）					—
当連結会計年度の変動額合計	—	—	6,577	△1	6,575
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 残 高	37,714	37,797	61,932	△4,954	132,489

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
平 成 2 6 年 4 月 1 日 残 高	百万円 2,249	百万円 △643	百万円 △1,783	百万円 △177	百万円 125,686
会計方針の変更による累積的影響額					49
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高	2,249	△643	△1,783	△177	125,736
当 連 結 会 計 年 度 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,239
当 期 純 利 益					7,817
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の当連結 会計年度の変動額（純額）	1,198	1,047	817	3,063	3,063
当連結会計年度の変動額合計	1,198	1,047	817	3,063	9,639
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 残 高	3,447	404	△966	2,886	135,376

連 結 注 記 表

一. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 17社
主要な連結子会社の名称 (株)小森マシナリー、東海ホールディングス(株)、コモリ アメリカ コーポレーション、コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.、コモリ シャンボン エス.エイ.エス.

当連結会計年度より、平成26年5月に取得した東海ホールディングス株式会社（現株式会社セリアコーポレーション）を連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社 (株)小森興産、コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド、コモリ マレーシア Sdn.Bhd.

非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除外いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社 … (株)小森興産、コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド、コモリ マレーシア Sdn.Bhd.

非連結子会社に持分法を適用しない理由

非連結子会社3社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、当該3社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、小森印刷機械（深圳）有限公司及び小森機械（南通）有限公司の事業年度末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。両社以外の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の均等償却を行っております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 …………… 原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 …………… 個別法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法）

仕 掛 品 …………… 個別法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法）

原 材 料 …………… 主として先入先出法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ取引 …………… 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 2年～50年

機械装置及び運搬具 …………… 2年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア …………… 当社及び国内連結子会社においては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

そ の 他 …………… 定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 製品保証引当金

契約上の保証期間内の無償修理費の支出に備えるため、過去の売上高に対する無償修理費の実績率に基づいて算定した金額の他、必要に応じて個別の無償修理見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

当社及び海外連結子会社の一部では、製品を購入した顧客のリース会社及び提携銀行への債務に対して当社及び当該子会社がそれぞれ実施した債務保証に係る損失に備えるため、損失発生実績率に基づいて算定した必要額の他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づいて算定した金額を計上しております。

⑦ ポイント引当金

販売促進を目的とするキャンペーン制度の実施により発行されたポイントについて、将来利用された際の損失に備えるため、当該見込金額を計上しております。

⑧ 環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニルの撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑨ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 割賦販売にかかる売上利益の計上基準

割賦条件付売買契約にかかる売上利益の計上については、代金回収期限到来日基準を採用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

（消費税等の会計処理方法）

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が49百万円減少し、利益剰余金が49百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更・会計上の見積りの変更)
(減価償却方法の変更・耐用年数の変更)

有形固定資産の減価償却方法について、従来、当社及び国内連結子会社では主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社及び国内連結子会社における固定資産管理システムの導入を契機に固定資産の使用実態を調査したこと、事業内容や当社グループを取り巻く事業環境の変化が生じたことに伴い、定率法を採用している当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法を見直したものです。

当該見直しの結果、各社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、オフセット印刷機の需要が今後安定的に推移すると見込まれることなどを総合的に勘案し、定額法を採用した方が当社グループの経営実態をより適切に反映させることができると判断し、当連結会計年度において有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しました。

また、当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、一部の有形固定資産の耐用年数を変更しております。

この変更は、減価償却方法の変更を契機に、生産設備について、使用年数、投資回収期間等を総合的に検討し、使用実態に応じた耐用年数に見直したものであります。

これらの結果、従来の方によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ415百万円増加しております。

二. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	44,677百万円
2. 保証債務	
取引先機械購入資金借入・リース債務他に対する保証	
白山印刷(株)他国内顧客81件	2,542百万円
V-TAB VIMMERBY AB他海外顧客52件	1,485百万円
計	4,027百万円

三. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	当連結会計年度期首 68,292,340株
	当連結会計年度末 68,292,340株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	619	10	平成26年 3月31日	平成26年 6月25日
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	619	10	平成26年 9月30日	平成26年 11月28日
計		1,239			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,239百万円
- ② 1株当たり配当額 20円
- ③ 基準日 平成27年3月31日
- ④ 効力発生日 平成27年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

四. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び無担保普通社債の発行を行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金、社債の使途は主に運転資金及び研究開発資金であります。

デリバティブは内部管理規則に従い、実需の範囲で行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	44,306	44,306	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,785	21,785	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	31,804	31,804	—
(4) デリバティブ取引	349	349	—
(5) 支払手形及び買掛金	(12,420)	(12,420)	—
(6) 電子記録債務	(5,794)	(5,794)	—
(7) 短期借入金	(211)	(211)	—
(8) 長期借入金	(49)	(48)	0
(9) 未払法人税等	(460)	(460)	—
(10) 社債	(10,000)	(10,060)	△60

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態が大きく異ならない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。譲渡性預金及び合同運用金銭信託は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

時価については、主たる金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金・(6) 電子記録債務・(7) 短期借入金・(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金利率の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) 社債

社債は日本証券業協会の売買参考統計値より算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額918百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

五. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,184円72銭
1株当たり当期純利益	126円15銭

六. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：東海ホールディングス株式会社

事業の内容：スクリーン印刷機の製造・販売事業を中心とした企業集団の持株会社、不動産賃貸管理

② 企業結合を行った主な理由

今回の株式取得により対象会社の事業が当社グループに加わることで、これまで当社グループがPE事業への参入に向けて開発を進めてきた高精細配線を印刷によって形成するグラビアオフセット技術と、対象会社がもつスクリーン印刷を中核とするトータルソリューションを融合させ、さらに対象会社の販売チャンネルを有効に活用することにより、PE事業を本格的に収益化し、事業構造変革を実現してまいります。

③ 企業結合日

平成26年5月12日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

東海ホールディングス株式会社の発行済株式を100%取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年5月31日をみなし取得日としているため、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの、被取得企業の業績を含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金及び預金	4,518百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	70百万円
取得原価		4,588百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

912百万円

② 発生原因

主として被取得企業の今後の事業展開において期待される将来の超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

七. その他の注記

(端数処理の方法)

百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	104,370	流 動 負 債	24,793
現金及び預金	30,627	支払手形	960
受取掛手形	5,418	買掛金	9,225
電子記録債権	23,434	子一記ス債権	5,794
有価証券	95	未払費用	94
商品及び製品	17,800	未払法人税等	1,650
仕掛品	7,500	未払法	643
原材料及び貯蔵品	8,025	前払受引当金	188
前払渡	5,190	前払賞与	2,557
前払期間保険積立金	27	前払品保証引当金	1,879
1年内満期短期貸付金	204	前払品保証引当金	714
関係会社短期貸付金	967	前払品保証引当金	660
繰延税金資産	260	前払品保証引当金	239
その他の流動資産	3,871	前払品保証引当金	16
貸倒引当金	980	前払品保証引当金	69
	△33	前払品保証引当金	98
固 定 資 産	60,260	固 定 負 債	12,216
有 形 固 定 資 産	28,024	社利債権	10,000
建物	9,511	一延税金負債	204
構築物	399	長期未払金	1,466
機械及び装置	1,188	職給未払金	285
車両運搬具	10	退職給付引当金	121
工具、器具及び備品	287	環境インフラ引当金	110
土地	16,225	資産除却負債	10
建設仮勘	230	その他有形固定資産	2
無形固定資産	170		13
	2,078		0
借入地権	356	負 債 合 計	37,009
ソフトウエア	320	(純 資 産 の 部)	
リース資産	69	株 主 資 本	124,184
ソフトウエア仮勘定	292	資本	37,714
その他の無形固定資産	1,039	資本剰余金	37,797
投資その他の資産	30,158	資本剰余金	37,797
投資有価証券	10,668	利益剰余金	53,627
関係会社株	10,469	利益剰余金	2,122
関係会社長期貸付金	2,745	利益剰余金	51,505
長期前払費用	500	利益剰余金	383
更生債権その他これらに準ずる債権	64	利益剰余金	44,000
長期前払費用	267	利益剰余金	7,121
保険積立金	5,522	自己株式	△4,954
前払年金費用	160	評価・換算差額等	3,437
その他の投資その他の資産	260	その他有価証券評価差額金	3,437
貸倒引当金	△499	純 資 産 合 計	127,621
資 産 合 計	164,631	負債・純資産合計	164,631

損益計算書（自平成26年4月1日
至平成27年3月31日）

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		72,314
売上原価	50,464	
割賦販売未実現利益戻入額	21	50,442
売上総利益		21,872
販売費及び一般管理費		16,598
営業利益		5,273
営業外収益		
受取利息及び配当金	278	
技術指導料	218	
為替差益	655	
受取保険金	736	
その他の営業外収益	286	2,175
営業外費用		
社債利息	54	
手形売却却損	38	
損害賠償金	63	
たな卸資産処分損	350	
訴訟損失引当金繰入額	110	
その他の営業外費用	118	735
経常利益		6,713
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	123	
貸倒引当金戻入額	120	
投資損失引当金戻入額	48	295
特別損失		
固定資産処分損	30	30
税引前当期純利益		6,978
法人税、住民税及び事業税		584
法人税等調整額		55
当期純利益		6,338

株主資本等変動計算書 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月 31 日)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円 圧縮記帳 積立金	百万円 別途積立金	百万円 繰越利益 剰余金
平成26年4月1日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	367	33,000	13,039
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,239
圧縮記帳積立金の積立					18		△18
圧縮記帳積立金の取崩					△1		1
別途積立金の積立						11,000	△11,000
当 期 純 利 益							6,338
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	16	11,000	△5,917
平成27年3月31日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	383	44,000	7,121

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
平成26年4月1日残高	百万円 48,528	百万円 △4,953	百万円 119,087	百万円 2,249	百万円 2,249	百万円 121,336
当事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	△1,239		△1,239			△1,239
圧縮記帳積立金の積立	—		—			—
圧縮記帳積立金の取崩	—		—			—
別途積立金の積立	—		—			—
当 期 純 利 益	6,338		6,338			6,338
自 己 株 式 の 取 得		△1	△1			△1
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)				1,187	1,187	1,187
当事業年度中の変動額合計	5,098	△1	5,097	1,187	1,187	6,285
平成27年3月31日残高	53,627	△4,954	124,184	3,437	3,437	127,621

個 別 注 記 表

一. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|---|
| ① 満期保有目的債券 | 原価法 |
| ② 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 製 品 | 個別法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法） |
| 仕 掛 品 | 個別法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法） |
| 原 材 料 | 先入先出法による原価法（収益性の低下に伴う簿価切下げの方法） |

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|-----|
| デリバティブ取引 | 時価法 |
|----------------|-----|

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 2年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～17年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| 自社利用のソフトウェア | 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| そ の 他 | 定額法によっております。 |

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (4) 長期前払費用
法人税法に規定する方法と同一の基準により均等額を償却しております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- (3) 製品保証引当金
契約上の保証期間内の無償修理費の支出に備えるため、過去の売上高に対する無償修理費の実績率に基づいて算定した金額の他、必要に応じて個別の無償修理見込額を計上しております。
- (4) 債務保証損失引当金
製品を購入した顧客のリース会社及び提携銀行への債務に対して当社が実施した債務保証に係る損失に備えるため、損失発生実績率に基づいて算定した必要額の他、必要に応じて損失発生の可能性を個別に検討して算定した損失見込額を計上しております。
- (5) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (7) ポイント引当金
販売促進を目的とするキャンペーン制度の実施により発行されたポイントについて、将来利用された際の損失に備えるため、当該見込金額を計上しております。

(8) 環境対策引当金

保管中のポリ塩化ビフェニルの撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(9) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

4. 割賦販売にかかる売上利益の計上基準

割賦条件付売買契約にかかる売上利益の計上については、代金回収期限到来日基準を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更等

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響額はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更・会計上の見積りの変更)

(減価償却方法の変更・耐用年数の変更)

有形固定資産の減価償却方法について、従来、当社は主として定率法を採用してまいりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社における固定資産管理システムの導入を契機に固定資産の使用実態を調査したこと、事業内容や当社を取り巻く事業環境の変化が生じたことに伴い、定率法を採用している当社の有形固定資産の減価償却方法を見直したものです。

当該見直しの結果、当社における有形固定資産はその使用期間中に均等な使用になると見込まれること、オフセット印刷機の需要が今後安定的に推移すると見込まれることなどを総合的に勘案し、定額法を採用した方が当社の経営実態をより適切に反映させることができる

と判断し、当事業年度において有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法へ変更しました。

また、当社は、当事業年度より、一部の有形固定資産の耐用年数を変更しております。

この変更は、減価償却方法の変更を契機に、生産設備について、使用年数、投資回収期間等を総合的に検討し、使用実態に応じた耐用年数に見直したものであります。

これらの結果、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ345百万円増加しております。

二. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	15,527百万円
短期金銭債務	7,174百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	26,195百万円
--	-----------

3. 保証債務

取引先機械購入他資金借入債務に対する保証

白山印刷(株)	211百万円
(株)精真社	193百万円
誠友社印刷工業(株)	175百万円
大信印刷(株)	86百万円
その他（79社）	1,885百万円
小計	2,553百万円

関係会社銀行借入金他に対する保証

コモリ シャンボン エス.エイ.エス.	236百万円
コモリ アメリカ コーポレーション 他1社	57百万円
小計	293百万円
計	2,847百万円

三. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	19,679百万円
仕入高	20,107百万円
営業取引以外の取引による取引高	276百万円

四. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	6,326,071株	1,319株	一株	6,327,390株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 1,319株

五. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	4,451百万円
研究開発費	2,353百万円
税務上の繰越欠損金	2,324百万円
有価証券減損	267百万円
賞与引当金	234百万円
製品保証引当金	216百万円
棚卸資産評価損	173百万円
貸倒引当金	137百万円
債務保証損失引当金	78百万円
その他	387百万円
繰延税金資産小計	10,625百万円
評価性引当額	△6,747百万円
繰延税金資産合計	3,877百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,186百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△181百万円
前払年金費用	△51百万円
その他	△53百万円
繰延税金負債合計	△1,472百万円
繰延税金資産の純額	2,404百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	35.38%
(調整)	
評価性引当金増減額	△39.28%
試験研究費税額控除	△1.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.45%
税率変更による増減	12.02%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.29%
その他	2.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.17%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.38%から32.83%に変更されております。また、平成28年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の35.38%から32.06%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が301百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は215百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

六. 関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社小森マシナリー	所有 直接100%	部品・装置・ 製品の購入 役員の兼任	部品・装置・製品の 購入（注1）	18,490	買掛金	6,218
子会社	コモリ アメリカ コーポレーション	所有 直接100%	部品・製品の 販売 役員の兼任 債務保証	部品・製品の 販売（注2） 受取利息	5,711 34	売掛金 —	4,962 —
子会社	コモリ インターナシ ョナル ヨーロッパ ビ ー・ヴィ.	所有 直接100%	部品・製品の 販売 役員の兼任 債務保証	部品・製品の 販売（注2） 受取利息	9,041 10	売掛金 —	7,908 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 部品・装置・製品の購入については、市場価格を基に価格を決定しております。

また、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注2） 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

七. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,059円58銭

1株当たり当期純利益

102円29銭

八. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

連結注記表の「六. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

九. その他の注記

百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 塩 谷 岳 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却方法について、従来、会社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 塩 谷 岳 志 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、有形固定資産の減価償却方法について、従来、会社は主として定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

株式会社 小森コーポレーション 監査役会

常勤監査役 朝 倉 祐 治 ㊞

常勤社外監査役 横 山 雅 文 ㊞

社外監査役 三 津 間 健 ㊞

社外監査役 坂 本 裕 子 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

〔期末配当に関する事項〕

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当社基本方針と通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金20円 総額 1,239,299,000円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（社外取締役を除く）に対し当期の実績を勘案し、取締役賞与として総額16,000,000円を支給したいと存じます。なお、各氏に対する具体的な金額、支払いの時期およびその方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	こ もり よし はる 小 森 善 治 (昭和14年6月27日生)	昭和37年4月 当社入社 昭和42年6月 取締役 昭和54年8月 常務取締役 昭和62年9月 専務取締役 営業本部長 平成5年4月 代表取締役社長 平成18年7月 同 上 兼最高経営責任者 (CEO) 平成21年6月 代表取締役会長兼社長兼最高経 営責任者 (CEO) 平成26年6月 代表取締役会長兼最高経営責任 者 (CEO) (現任)	1,032,573株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2	もち だ さとし 持 田 訓 (昭和25年8月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成7年6月 取締役 経営管理副室長兼秘書 室長兼海外営業本部長 平成10年6月 常務取締役 社長室長兼本社営 業本部長 平成12年4月 同 上 営業統括本部長兼本社 営業本部長 平成13年6月 同 上 営業統括本部長兼本社 営業本部長兼海外営業 本部長 平成14年1月 同 上 営業統括本部長兼海外 営業本部長 平成17年3月 同 上 経営企画室長 平成18年7月 同 上 兼常務執行役員経営企 画室長 平成18年11月 代表取締役専務 兼最高執行責 任者 (COO) 経営企画室長 平成19年6月 同 上 兼最高執行責任者 (COO) 平成21年1月 同 上 兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長 平成23年6月 代表取締役 兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企 画室長 平成24年2月 同 上 兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役 員経営企画室長兼CSR 推進室長 平成25年4月 代表取締役副社長 兼最高執行 責任者 (COO) 経営企画室長 平成26年6月 代表取締役社長 兼最高執行責 任者 (COO) 経営企画室長 (現任) (重要な兼職の状況) コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ. 代表取締役会長 株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長 株式会社セリアエンジニアリング代表取締役社長	26,245株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	さいとう かず のり 斎 藤 一 徳 (昭和30年3月21日生)	昭和55年11月 当社入社 平成16年3月 生産統括本部関宿事業部関宿設計部長 平成17年3月 技術副本部長 平成18年3月 技術本部長 平成18年7月 執行役員技術本部長 平成21年6月 取締役 兼執行役員技術本部長 平成21年9月 同 上 兼執行役員つくば副プラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌 平成22年10月 同 上 兼執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌 平成24年6月 同 上 兼常務執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社小森マシナリー代表取締役 小森機械（南通）有限公司董事長	2,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
4	かじ た えい じ 梶 田 英 治 (昭和40年9月7日生)	昭和63年4月 野村證券株式会社入社 平成20年4月 同社大阪資本市場部長 平成21年4月 当社入社 平成21年4月 海外営業本部輸出2部長 平成22年1月 KIE出向（社長） 平成24年4月 執行役員KIE出向（社長） 平成24年9月 同 上 経営企画副室長 平成25年4月 同 上 営業統括本部長 平成25年6月 取締役 兼執行役員営業統括本 部長（現任）	0株
5	まつ の こう いち 松 野 浩 一 (昭和35年9月7日生)	昭和60年4月 当社入社 平成16年3月 管理部管理課長 平成16年11月 取手工場工場長室長 平成17年3月 取手工場長兼つくば工場長 平成18年3月 つくば工場長 平成23年2月 つくば副プラント長兼海外生産 推進室長 平成24年2月 つくば副プラント長兼つくば工 場長 平成24年4月 執行役員つくば副プラント長兼 つくば工場長 平成26年4月 同 上 管理本部長 平成26年6月 取締役 兼執行役員管理本部長 （現任）	1,700株
6	よし かわ まさ みつ 吉 川 正 光 (昭和23年2月28日生)	昭和46年4月 大蔵省印刷局入局 平成12年7月 本局製造部技術課長 平成14年7月 本局総務部総務課長 平成15年4月 独立行政法人国立印刷局 セキュリティ製品事業部長 平成17年4月 同局理事 平成23年3月 同局退任 平成23年6月 当社社外取締役（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
7	かめ やま はる のぶ 亀 山 晴 信 (昭和34年5月15日生)	平成4年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成9年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総 合法律事務所）開設 平成17年5月 一般社団法人日本海外ツアーオ ペレーター協会理事（現任） 平成17年6月 一般財団法人共立国際交流奨学 財団監事（現任） 平成19年6月 当社社外監査役 平成22年4月 東京簡易裁判所民事調停委員 （現任） 平成24年10月 株式会社東光高岳ホールディン グス（現株式会社東光高岳）社 外取締役（現任） 平成25年6月 当社社外取締役（現任） 平成25年9月 ソマール株式会社社外監査役 （現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉川正光、亀山晴信の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 吉川正光氏は紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を、また亀山晴信氏は弁護士として培われた専門的知識・経験等を、それぞれ取締役に就任された場合に、当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 再任の社外取締役候補者の本総会終結時の就任期間は、吉川正光氏は4年、亀山晴信氏は2年であります。
5. 吉川正光、亀山晴信の両氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。
6. 亀山晴信氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。

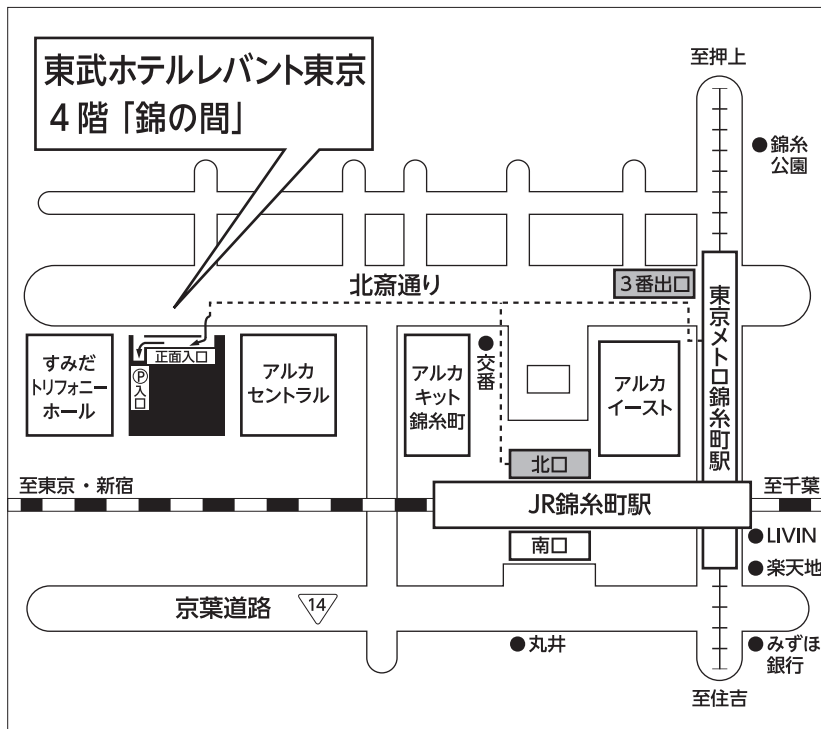
以 上

〈× 毛 欄〉

Blank lined area for writing, consisting of 12 horizontal dashed lines.

Handwriting practice lines consisting of 12 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京
4階「錦の間」
TEL03(5611)5511(代)
- 交通 J R 総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口
より徒歩3分